

一宮市老人クラブ連合会事業改革案

～市老人クラブ連合会の存続のために～

1 市老人クラブ連合会存続の必要性

- ① 市内の単位老人クラブと高齢者とのマッチング事業
- ② 市委託事業の受託者としての事業執行

2 事業改革に向けての基本方針

- ① 事業に係る受益者負担の導入
- ② 県老連からの脱退

一 受益者負担の導入

クラブ又はクラブ員が均しく受益する事業は別とし、一部のクラブ又はクラブ員を対象とする事業に対して受益者負担を導入する。
(参加料、資料代、行事保険料などとして)

○受益者負担を検討し得る事業

- ・ 娯楽大会 (囲碁、将棋、演芸発表会)
- ・ スポーツ大会 (ボッチャ大会)

○受益者負担額の設定方針

事業毎に予算を策定し理事会の議決により設定

- ・ 市委託事業 (娯楽大会)

委託金額を超過した部分において、負担をいただく経費及び自己負担額を決定。

- ・ 市老連単独事業 (ボッチャ大会)

予算計画のうち負担をいただく経費及び自己負担額を決定。

二 県老連からの脱退

2025年度に方針決定を行い、2026年度末脱退 (休会を含む。) に向けて県老連と協議。

R7年度ベースでは約92万円の支出削減

(1) 課題

① 県老連負担金相当分の取り扱い。
市老連の財源として活用。

② 県老連基金の取り扱い。

(2) 対応案

① 県老連負担金相当分の取り扱い

- ・一部を「地域育成事業補助金及び女性育成補助金」の特定財源とする。
- ・残余部分は『一宮市老人クラブ連合会財政調整基金』を設置し積み立てる。

(3) 一宮市老人クラブ連合会財政調整基金

① 設立目的

- ・クラブ数又はクラブ員減少により歳入見込みを下回り、財源不足となつたとき
- ・急激な歳入減少により、年度間の事業の均衡が大きく損なわれるとき

⇒基金を取り崩して、財源不足を補填する。

一宮市老人クラブ連合会財政調整基金の設置及び管理に関する規約

(設置)

第1条 一宮市の老人クラブ連合会の財政の健全な運営と年度間の事業の平準化に資するため、一宮市老人クラブ連合会財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一宮市老人クラブ連合会収支予算(以下「収支予算」という。)で定める金額を上限に、3,600円に当該年度の単位クラブ数を乗じた額から、補助金及び負担金支出として収支予算に計上した額を控除した残額とする。

2 前項に定めるもののほか、処分を行った場合には収支予算の定めるところにより、収支決算において生じた剰余金から積み戻しに務めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金口座に記帳することにより、収支予算の執行手続きを経由したものとみなし、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、クラブ数又はクラブ員の減少により財源に不足を生じた場合において、その不足額の財源に充てるときに限り、これを処分することができる。

付則

(施行期日)

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。